

日時 令和5年11月10日(金) 午前10時から

場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 福祉部長 地域経済振興室長 子育て給付課長 福祉事務所長  
淀川公共職業安定所業務部長

- 1 吹田市生活困窮者就労準備支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(案)(以下「実施要領(案)」と言う)、審査に係る評価項目と審査基準(案)等について

〈事務局説明について質疑、意見〉

【委員】「実施要領(案)3参加資格」が法人等(市が適当と認める民間団体であること)とあるが、根拠は何か。

【事務局】当事業実施要領第2条の規定による。

【委員】「実施要領(案)」、仕様書様式に、不要な下線や網掛け箇所、紛らわしい同義語がある。また、「性別」欄のある様式があるので削除すべきだ。

【事務局】意見のとおり修正する。

【委員】1社しか応募がなかった場合、「プレゼンテーション及びヒアリング」の時間を長くとするのか。

【事務局】柔軟に対応するが、「実施要領(案)」にもその旨、記載する。

【委員】「実施要領(案)」のスケジュールについて、応募者等からの質問期間を書類提出期間までとしているが、質問期間を1日前にしてはどうか。

【事務局】質問期間を書類提出期間の前日までとする。

【委員】前回の申込は何社あったか。

【事務局】前回1社、前々回2社、その前は5社の申込があった。減少理由は把握できない。

【委員】受託事業者は限られてくると思うが、この種の市場の規模はどの程度か、また、人材派遣会社は応募できるのか。

【事務局】市場規模は把握していない。人材派遣会社の応募は可能である。

【委員】他市でもこの事業は、ほぼ行われているのか。

【事務局】法に基づく任意事業ではあるが、大半の自治体が実施している。国からの予算補助は3分の2である。

- 2 次回審査会予定(プレゼンテーション審査)について

日時 令和6年2月8日(木) 午後1時から午後4時30分まで

場所 メイシアター レセプションホール